

事 務 連 絡

平成26年10月28日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、関係政令の規定を整備するために児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号。以下「整備令」という。）が平成26年9月3日に公布され、同令により消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部が改正されたところです。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

第一 消防法施行令別表第一の一部改正について

改正認定こども園法により、幼保連携型認定こども園は、学校であり、かつ、児童福祉施設である新たな類型の施設と位置付けられるため、消防法令上の取扱いを明確化するため、消防法施行令別表第一を改正し、（六）項ハに新たに「幼保連携型認定こども園」を追加することとしたこと。

第二 施行期日

子ども・子育て支援法の施行日

第三 経過措置について

改正認定こども園法附則第3条の規定に基づき新たな幼保連携型認定こども園の認可があったものとみなされる「みなし幼保連携型認定こども園」については、用途区分が変更されたことに伴って消防用設備等の設置義務が新たに課せられる場合があるため、消防用設備等の技術上の基準について、施行日から3年の間は、なお従前の例によることとしたこと。

第四 その他

- 1 子ども・子育て支援法の施行日については、別途政令により定めるとされていること。
- 2 整備令による消防法施行令の一部改正に係る経過措置規定については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）により、一部が改正されたこと。

消防庁予防課

担当：吉村、新納

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533